

## 児童相談所業務アドバイザー設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童相談所業務アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「アドバイザー」とは、浜松市児童相談所が行う児童相談・援助活動業務、児童虐待防止に関する活動業務に関連して、学識経験者若しくは専門的知識を有するものとしての立場から助言を行う者をいう。

### (職務)

第3条 アドバイザーの職務は、市の児童相談所業務に関連して次の各号に掲げる事項の助言を行うこととする。

- (1) 児童相談に関する調査・診断・判定
- (2) 児童相談に関する援助指針の策定
- (3) 保護者・関係者への支援・指導
- (4) 他機関との連携及び連絡調整
- (5) 児童相談業務に関する広報・啓発活動
- (6) その他

### (秘密の保持)

第4条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (依頼)

第5条 アドバイザーは、第2条に規定する者に、市長が依頼する。

2 アドバイザーは、浜松市職員の身分を有しない。

### (委嘱期間)

第6条 アドバイザーの委嘱期間は1年とする。ただし、第7条の規定により当該期間の中途に解嘱された場合における後任のアドバイザーの委嘱期間は、前任者の残余期間とする。

2 アドバイザーは再委嘱することができる。

### (解嘱)

第7条 市長は、心身の故障その他特別の理由があると認めるときは、アドバイザーを解嘱することができる。

### (謝礼)

第8条 市長は、アドバイザーに対し、別に定めるところにより謝礼を支払うものとする。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。